

株式会社 東日本住宅評価センター

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条

この手数料規程は、別に定める「株式会社東日本住宅評価センター確認検査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社東日本住宅評価センター（以下「当機関」という。）が実施する確認検査の業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第1条の2

この手数料規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認申請書（建築物）等 確認申請書(建築物)又は計画変更確認申請書(建築物)をいう。
- (2) 丸太組構法 確認申請書（建築物）等において、第三面【13.建築物の高さ等】八.欄に丸太組構法の記載のあるものをいう。
- (3) 併用構造 構造的に一体で、立面又は平面混構造に該当する建築物。確認申請書（建築物）等において、第三面【13.建築物の高さ等】【八.構造】欄の「造 一部 造」に複数の構造が記載されるものをいう。
- (4) 面積の合計 別表第1に規定する意義とする。
- (5) 土砂災害特別警戒区域内の建築物 確認申請書（建築物）等において、第四面【11.確認の特例】八. 欄が第3号又は第4号であるものを除き、建築基準法施行令第80条の3の審査を要する建築物をいう。
- (6) 住宅等 確認申請書（建築物）等の第三面【8.主要用途】欄の区分で、主要な用途が、08010（一戸建ての住宅）、08020（長屋）、08030（共同住宅）、08060（兼用住宅）である申請をいう。
- (7) 建築物の区分 別表第2-1から別表第2-5（以下、まとめて単に「別表」という。）における区分は、次の表に定めるところによる。一の申請において、複数の区分番号に該当する場合、申請部分の床面積が最大の区分番号を適用する。

区分1	・建築基準法（以下、「法」という。）第68の11第1項の型式部材等製造者の認証を受けた建築物 ・法第6条の4第1項第3号に該当し、主要な用途が住宅等の建築物（構造計算等を要する建築物を除く）
区分2	・法第68条の10の型式適合認定を受けている建築物で、法第68条の11第1項の認証を受けていないもの ・法第6条の4第1項第3号に該当し、主要な用途が住宅等以外の建築物（構造計算等を要する建築物を除く）
区分3	区分1、2以外で主要な用途が住宅等の建築物
区分4	区分1～3以外の建築物

- (8) その他地域 当機関の業務区域であって、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県以外の地域をいう。
- (9) G類 製造者認証エレベーター以外の昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）をいう。
- (10) H1類 製造者認証エレベーターで最大定員が3名以下のものをいう。
- (11) H2類 製造者認証エレベーターで最大定員が4名以上のものをいう。
- (12) 別途申請 法第87条の4及び法第88条に基づく確認申請並びに当該確認に係る検査申請をいう。
- (13) 一体申請 別途申請以外の法第6条の2に基づく確認申請並びに当該確認（計画変更確認があった場合を含む。）に係る検査申請をいう。
- (14) ルート2確認検査員 特定建築基準適合判定資格者（建築基準法施行規則第3条の13）である確認検査員をいう。
- (15) 特定畜舎等建築物 平成14年国土交通省告示第474号に規定する特定畜舎等建築物をいう。
- (16) 特定計画変更 軽微な変更に該当しない計画変更で、以下に掲げるものをいう。
- ・建築物の区分が変わる変更
 - ・構造関係規定の審査が仕様規定から構造計算となる変更
 - ・床面積の合計が100㎡以上の建築物について、当該床面積が1割以上増加する変更
 - ・地上地下にかかわらず、階数が増加する変更
 - ・令第108条の4にいう耐火性能検証法及び防火区画検証法、令第128条の7にいう区画避難安全検証法、令第129条にいう階避難安全検証法並びに令第129条の2にいう全館避難安全検証法を使用せずに計画したものその他の、検証法を使用する計画への変更

（建築物に関する確認の申請手数料）

第2条

建築物に関する確認（計画変更確認を除く。以下この条において同じ。）の申請に係る基本手数料の額は、申請一件につき別表に掲げるとおりとする（別表に明示のない場合は、別途見積とする）。

但し、申請方法が電子申請であり、かつ当社がHPで公開している申請書作成ツール又は確認申請プログラムのデータを添えて申請された場合は、基本手数料から2,000円を減額する。

- 2 消防同意が必要な申請については、第1項の基本手数料の額に、申請一件につき3,000円の手数料を加算する。
- 3 天空率審査の必要なものについては、前項までの手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、別表に掲げる額の手数料を加算する。
- 4 建築物の確認申請において法第43条第2項等の許可証等が添付され、その許可条件等に天空率を含む形態制限に適合することが含まれており、それに基づき天空率に適合していることを示した計画の場合は、前項に示す額の手数料を加算する。
- 5 構造計算を行った構造強度に係る審査（面積の合計が500㎡以内に限る）については、前項までの手数料の額に、法第20条第2項に規定する建築物の部分（以下、「独立部分」という。）一件につき、別表3-1に掲げる額の手数料を加算する。

- 6 ルート2 確認検査員が審査することによって構造計算適合性判定（以下「構造判定」という。）を不要とする独立部分については、前項までの手数料の額に、当該部分一件につき、別表第3 - 2に掲げる額の手数料を加算する。
- 7 前項の場合を除き、構造判定の必要な独立部分については、第1項から第5項までの手数料の額に、当該独立部分一件につき、20,000円の手数料を加算する。
- 8 令第80条の2の特殊な構造方法の仕様規定審査（枠組壁工法、壁式鉄筋コンクリート造、アルミニウム合金造、丸太組構法を除く）については、前項までの手数料の額に、当該部分一件につき40,000円の手数料を加算する。
- 9 併用構造の建築物を含む申請（増築・改築・大規模の修繕及び大規模の模様替をともなわない用途の変更の申請を除く。以下、この項から第12項において同じ。）については、前項までの手数料の額に、申請一件につき75,000円の手数料を加算する。
- 10 地上4階建て（区分3及び区分4に限る。）、丸太組構法の建築物を含む申請については、前項までの手数料の額に、申請一件につき15,000円の手数料を加算する。
- 11 地上5階建ての建築物を含む申請については、申請一件につき35,000円の手数料を、地上6階建て以上の建築物を含む申請については、申請一件につき85,000円の手数料を、前項までの手数料の額に加算する。
- 12 特定畜舎等建築物又は土砂災害特別警戒区域内の建築物を含む申請については、申請一件につき120,000円の手数料を、それぞれ前項までの手数料の額に加算する。
- 13 面積の合計が500㎡を超え、複数の申請書第6面（【5.】欄にチェックのあるものに限る。）が提出される場合は、その数を n （ n は2以上の整数）としたとき、複数構造計算書付き加算として、第1項に示す手数料額（別途見積を除く。）に $(n-1)/10$ を乗じた額を加算する。
- 14 確認申請に係る建築物が、既存棟の一の建築物として増築、改築（全部改築の場合を除く。）、大規模の模様替又は大規模の修繕であるときは、前項までの手数料の額に、申請一件につき50,000円の手数料を加算する。ただし、当機関において「検査済証のない建築物に係る建築基準法適合状況調査」を行い、申請書第3面【18.その他必要な事項】欄にその旨と調査番号を記載した場合は、この限りでない。
- 15 建築物の計画（法第20条第1項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認（ルート3以外の審査を除く）審査及び免震建築物の審査については別途見積とする。
- 16 確認申請に係る建築物が、以下の一から四に掲げる検証法のいずれかの審査を要する場合は、前項までの手数料に加算する手数料の額は、別途見積とする。
- 一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第108条の4にいう耐火性能検証法及び防火区画検証法
 - 二 令第128条の7にいう区画避難安全検証法
 - 三 令第129条にいう階避難安全検証法
 - 四 令第129条の2にいう全館避難安全検証法
- 17 確認申請に係る計画が、あらかじめ複数の場合あるいは幅のある寸法等に対して検討がなされている場合（以下「あらかじめの検討」という。）は、その検討内容に応じ、審査後、申請一件につき、最大 確認申請に係る手数料額と同額の追加手数料を加算することができる。

18 省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査については、前項までの手数料の額に、別表第3-3に掲げる額の手数を加算する。

(建築物に関する計画変更確認の申請手数料)

第2条の2

建築物に関する計画変更確認の申請に係る基本手数料の額は、本条において定めるものとし、申請一件につき別表に掲げる基本手数料の70%の額とする（別表に明示のない場合は、別途見積とする）。また、当該計画変更の内容が特定計画変更該当した場合は、申請一件につき別表に掲げる基本手数料の額とする。

但し、申請方法が電子申請であり、かつ変更に係る直前の確認を当機関から受けている場合は、基本手数料から2,000円を減額する。

- 2 消防同意が必要な申請については、第1項の手数料の額に、申請一件につき3,000円の手数を加算する。
- 3 改めて天空率審査の必要なものについては、前項の手数料の額に、道路高さ制限、隣地高さ制限及び北側高さ制限の区分の一ごとに、別表に掲げる額の手数を加算する。
- 4 構造強度に伴う審査を要する場合(申請延べ面積の合計が500㎡以内に限り)については、前項までの手数料の額に、前条第5項に示す手数料の70%の額を加算する。ただし、当該計画変更の内容が特定計画変更該当した場合は、前条第5項に示す手数料の額とする。
- 5 前条第6項、第7項又は第16項の審査を行う場合は、該当する項に示す手数料の額を加算する。
- 6 前条第17項の規定は、計画変更確認の申請手数料を算定する場合に準用する。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条

別途申請による建築設備（令第129条の3第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の確認（計画変更確認を含む。）の申請に係る手数料の額は、一の建築設備について、別表第4に掲げるとりとする。

但し、一体申請の場合は、別表第4の手数料から1,000円を減額する（計画変更確認を除く）。

- 2 建築物に、工事完了前に建築設備を増設するのみの計画変更確認申請の手数料の額は、第2条の2第1項にかかわらず、別表に係る手数料はないものとし、別表第4「確認」欄（「計画変更確認」欄を除く。）によるものとする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条

工作物に関する確認（計画変更確認を含む。）の申請に係る手数料の額は、一体申請又は別途申請にかかわらず、一の工作物について、別表第5に掲げるとりとする。

(建築物に関する検査の申請手数料)

第5条

建築物に関する中間検査及び完了検査の申請に係る基本手数料の額は、検査申請一件について、別表に掲げるとりとする。

- 2 建築基準法に係る軽微な変更説明書（直前の申請以降に提出された事前の軽微な変更も含む）及び軽微な変更の内容に相当する完了検査追加説明書が提出された場合は、第 1 項の手数料の額に、説明書一件につき、別表第 6 - 1 に掲げる額の手数料を加算する。
ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下、「建築物省エネ法」という。）に係る軽微な変更説明書については、第 3 項及び第 4 項による。
- 3 建築物省エネ法の判定等の必要な建築物の完了検査申請については、前項までの手数料の額に、対象となる建築物一棟につき別表第 6 - 2 から 6 - 4 までに掲げる額の手数料を加算する。
- 4 前項の場合で、建築物省エネ法に係る軽微な変更説明書が完了検査申請時に提出された場合（完了検査申請に先立ち事前に提出されたものを含む。）は、それが軽微変更該当証明書によるもの（ルート C）である場合を除き、対象となる建築物一棟について、説明書一件につき、別表第 6 - 5 に掲げる額の手数料を加算する。
- 5 第 2 条の 2 第 1 項（但し書きを除く）、第 3 項から第 5 項までの規定は、計画変更確認に相当する完了検査追加説明書の加算手数料を算定する場合に準用する。
- 6 同一確認検査員が同日同時間帯、同一工事監理者等（立会者をいう。）かつ同一団地の建築物（建築設備・工作物を除く。）の 2 以上の申請に係る検査を行った場合、中間検査合格証又は検査済証等交付後、同一団地検査割引として、第 1 項に示す検査手数料額から、それぞれ 3,000 円を返却する（請求額との相殺を含む。以下同じ。）。

（建築設備に関する検査の申請手数料）

第 6 条

別途申請による建築設備に関する中間検査及び完了検査の申請に係る手数料の額並びに計画変更確認に相当する完了検査追加説明書に係る手数料の額は、一の建築設備について、別表第 4 に掲げるとおりとする。

但し、一体申請の場合は、別表第 4 の手数料から 1,000 円を減額する（再検査の場合及び計画変更確認相当追加説明書を除く）。

（工作物に関する検査の申請手数料）

第 7 条

工作物に関する中間検査及び完了検査の申請に係る手数料の額並びに計画変更確認に相当する完了検査追加説明書に係る手数料の額は、一体申請又は別途申請にかかわらず、一の工作物について、別表第 5 に掲げるとおりとする。

（建築物に関する仮使用認定の申請手数料）

第 8 条

建築物に関する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件について、別表に掲げるとおりとする。面積の合計については、別表第 1 による。

- 2 仮使用認定において、建築物内に昇降機等建築設備を含む場合は、別表第 4 に掲げる額の完了検査手数料を加算するものとする。ただし、当該建築設備について、法第 87 条の 4 の規定に基づく完了検査申請を併せて行う場合は、この限りでない。

(追加手数料)

第9条

申請を引受けた後、第2条に規定する申請に係る部分の面積の合計に相違があった場合等で、引受通知に示す手数料額と本規程で定める手数料額に差額を生じた場合は、追加手数料として、その差額を加算する。

- 2 中間検査、完了検査又は仮使用認定において再検査が必要な場合は、追加手数料として、別表に掲げる額の再検査手数料を加算する。面積の合計については、別表第1による。
- 3 当機関の確認検査員が検査を行うため現場に行ったが立会人の不在など申請者の責に帰すべき事由で検査ができなかった場合も、前項に準ずる。ただし、エレベーター一体申請の建築物で、エレベーターの立会人のみの不在等によって、エレベーター部分のみの検査ができなかった場合は、別表第4に掲げるエレベーターの検査の申請手数料（昇降機H1類にあっては「一体申請」のもの）と同額の再検査手数料を加算する。
- 4 中間検査、完了検査又は仮使用認定において、検査前営業日に検査のキャンセル（変更を含む。検査前々営業日の営業時間後に届いたメール又はmitoco送信による検査のキャンセルは、検査前営業日のキャンセルと扱う。）があった場合は、追加手数料として、別表に掲げる額の再検査手数料を加算することができる。
- 5 申請に係る建築物、建築設備又は工作物の、計画又は工事中若しくは工事完了後のもので、法手続き違反があった場合等、特定行政庁と通常の場合以上の協議が必要なものについては、引受け時又は引受後に、前条までの手数料の額の合計を超えない範囲で、追加手数料を加算することができる。
- 6 申請者の要望により、土曜日・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に現場にて検査を行うときは、1回あたり3,000円を加算する。

(当機関以外から確認等を受けた直近の確認検査等の手数料)

第10条

変更に係る直前の確認を当機関以外から受けた計画変更申請を受ける場合の基本手数料の額は、第2条の規定による手数料の額の1.5倍の額とする。

- 2 当機関以外から確認（計画変更確認を含む。以下本条において同じ。）を受けた直近の中間検査又は完了検査（以下「直近の検査等」という。）の申請を受ける場合の基本手数料の額は、第5条から第7条の規定による手数料の額の1.5倍の額とする。
- 3 当機関以外から中間検査合格証を受けた直近の検査等の申請を受ける場合も、前項に準ずる。
- 4 当機関以外から確認済証又は中間検査合格証を受けた建築物の仮使用認定申請を受ける場合の手数料の額は、第8条の規定による手数料の額の1.5倍の額とする。

(遠隔地加算・他支店加算手数料)

第11条

別表第7に掲げる当機関の支店又は事務所で行う確認検査業務において、検査の対象となる工事が別表第7に掲げる地域で行われる場合は、第5条から第8条までの検査の手数料の額に、別表第7に掲げる額を加算する（IV地域については別途見積による額を加算する）。ただし、建築物の検査と同時に同一敷地内の別途申請の建築設備又は工作物の検査を行う場合は、建築設備又は工作物の検査についての加算は行わない。

- 2 申請者の要望により他支店の業務区域内の検査を行うときは、別途見積による額を加算する。

- 3 申請者の要望により他支店の業務区域内に計画された建築物の確認審査を行うときは、前項までの手数料の額に、申請一件につき4,000円を加算することができる。

（確認申請等手数料の減額）

第12条

当機関は、第2条（第7項から第9項、第12項及び第15項から第16項を除く。）及び第2条の2（第5項により引用する第2条第7項及び第16項を除く。）、第5条（第2項、第3項に規定する別表第6-3、第4項及び第6項を除く。）並びに第9条（第3項ただし書き及び第6項を除く。）及び第10条に定める手数料の額を、種々の状況を勘案して減額することができる。

- 2 減額については、内規により行うが、その概要は以下の通り。

- 一 令和3年（2021年）4月1日以降、年度について、前年1月1日～12月31日までの建築物確認申請引受数（計画変更確認を除く。本項で同じ。）が、24以上である代理者・工事施工者は、減額対象とする。
- 二 減額対象とする場合は、前号の引受数に応じて、20%以上の割引率を適用する。
- 三 構造関係規定の審査手数料の減額については、前2号に関わらず図書省略認定や、上部構造全体が評定等で標準化されて審査工数が簡略化される場合に適用する。

（確認検査手数料の返還）

第13条

収納した確認検査手数料は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合はこの限りでない。

- 2 大震災又は津波に起因して建築物が滅失した場合等で、公益上の見地から手数料を返還することが相当であると当機関が判断した場合は、第1項にかかわらず、これを行う。

（確認済証又は検査済証交付証明の申込手数料）

第14条

業務約款第22条又は同第22条の2に規定する確認済証・検査済証の交付証明の申込手数料の額は、建築物、建築設備又は工作物の申請一件につき、次に定める額とする。

① 確認済証交付証明	交付後5年以内	5,000円
	交付後5年を超え15年以内	20,000円
② 検査済証交付証明	交付後5年以内	5,000円
	交付後5年を超え15年以内	20,000円

（確認済証等の再交付手数料）

第14条の2

業務約款第22条の3に規定する確認済証、中間検査合格証、仮使用認定通知書又は検査済証（以下、「確認済証等」という。）の再交付手数料の額は、建築物、建築設備又は工作物の交付一件につき、次に定める額とする。

一 交付につき一律5,000円

（電子交付時の書面交付に係る交付手数料）

第15条

確認済証等を電子交付する際に、それに加え当社の指定する偽造防止用紙による書面交付を希望する場合の交付手数料の額は、建築物、建築設備又は工作物の交付一件につき、次に定める額とする。

一 交付につき一律1,100円

(印刷追加手数料)

第16条

電子申請を行うものについて、消防同意依頼がある場合、必要書類の電磁的記録を当機関にて紙面印刷して消防同意を行う場合は、以下の印刷・折り等の手数料を追加するものとする。

一申請につき一律2000円(非課税)

(電子申請時の副本の交付に係る印刷手数料)

第16の2条

電子申請を行うものについて、電子情報処理組織にて副本の交付をした際に、それに加え紙面印刷による交付を希望する場合は、以下の印刷・折り等の手数料を追加するものとする。

紙面 (100枚ごと・切り上げ) 2,000円 (税別)

- 2 前項において、対象となる紙面はA4又はA3に限り、その枚数は、印刷ミスを除き、実際に印刷に要した枚数により算定する。片面印刷・両面印刷にかかわらず、枚数での算定とする。

(金額の丸め方)

第17条

第2条第13項に定める複数構造計算書付き加算後の手数料額又は第10条の適用後の手数料額は、10の位を四捨五入し、100円単位に丸めるものとする。

(申請者等の要望に基づくその他の追加手数料)

第18条

申請者の要望に基づき、確認済証、中間検査合格証及び検査済証の電磁的記録(写し)を送付する場合は、送付1件につき2,000円の手数料を追加することができる。

- 2 建築地が横浜市である申請を除き、申請者から工事監理者変更の記載内容変更訂正届が提出された場合は、提出1件につき2,000円の手数料を追加することができる。
- 3 事前審査申込があった計画について、事前審査業務規程第8条に基づき当機関が引受通知を行う前に、事前審査申込取下げ届の提出後、事前審査業務契約期間の終了後、又は事前審査業務契約期間中、当該事前審査申込のあった計画と連続性のある計画についての確認申請があったことが判明した場合は、申請1件につき10,000円の事前取下げ等加算手数料を追加することができる。

附則

(適用期日)

(イ) この確認検査業務手数料規程は、平成12年(2000年)10月20日から適用する。

(ロ) 改定 平成17年(2005年)2月1日

(ハ) 改定 平成17年(2005年)10月1日

(ニ) 改定 平成19年(2007年)1月15日

(ホ) 改定 平成19年(2007年)6月20日

(ヘ) 改定 平成19年(2007年)10月1日

(ト) 改定 平成19年(2007年)11月20日

(チ) 改定 平成19年(2007年)12月1日

(リ) 改定 平成20年(2008年)2月12日

(ヌ) 改定 平成20年(2008年)4月1日

(カ) 改定 平成21年(2009年)4月1日

(ヨ) 改定 平成21年(2009年)6月1日

(ル) 改定 平成20年(2008年)5月1日

(ヲ) 改定 平成20年(2008年)7月1日

(ワ) 改定 平成21年(2009年)1月1日

(タ) 改定 平成22年(2010年)6月1日 (平成22年7月1日より適用)

(レ) 改定 平成22年(2010年)11月5日

(ソ) 改定 平成23年(2011年)4月1日

(ツ) 改定 平成24年(2012年)4月1日

(ネ) 改定 平成24年(2012年)12月1日

(ナ) 改定 平成25年(2013年)4月19日

(ラ) 改定 平成25年(2013年)10月15日

(ム) 改定 平成26年(2014年)4月1日 (平成26年5月1日より適用)

(ウ) 改定 平成26年(2014年)10月1日

(キ) 改定 平成26年(2014年)11月1日

(ノ) 改定 平成27年(2015年)4月1日

(オ) 改定 平成27年(2015年)6月1日

(ク) 改定 平成27年(2015年)9月10日

(仮使用認定については認可の日から、それ以外については平成27年10月1日より適用)

(ヤ) 改定 平成28年(2016年)1月1日

(マ) 改定 平成28年(2016年)5月1日

(ケ) 改定 平成28年(2016年)8月1日

(フ) 改定 平成28年(2016年)9月1日

(コ) 改定 平成29年(2017年)1月1日

(エ) 改定 平成29年(2017年)4月1日

(テ) 改定 平成30年(2018年)2月13日 (平成30年4月1日より適用)

平成30年(2018年)2月13日付け改定の手数料規程は廃止する。

- (ア) 改定 平成30年(2018年)3月22日 (平成30年4月1日より適用)
- (サ) 改定 平成30年(2018年)5月1日
- (キ) 改定 平成30年(2018年)8月1日
- (コ) 改定 平成31年(2019年)2月26日
- (メ) 改定 令和元年(2019年)6月25日
- (ミ) 改定 令和2年(2020年)1月20日(令和2年(2020年)4月1日より適用)
令和2年(2020年)1月20日付け改定の手数料規程は廃止する。
- (シ) 改定 令和2年(2020年)3月19日(令和2年(2020年)4月1日より適用)
- (エ) 改定 令和2年(2020年)8月1日
- (ヒ) 改定 令和2年(2020年)12月28日
- (モ) 改定 令和3年(2021年)2月1日
- (セ) 改定 令和3年(2021年)2月15日
- (ス) 改定 令和3年(2021年)3月1日
- (い) 改定 令和3年(2021年)4月1日
- (ろ) 改定 令和3年(2021年)6月14日
- (は) 改定 令和3年(2021年)7月1日
- (に) 改定 令和3年(2021年)7月12日
- (ほ) 改定 令和3年(2021年)8月1日
- (へ) 改定 令和3年(2022年)4月1日
- (と) 改定 令和4年(2022年)10月1日
- (ち) 改定 令和6年(2024年)6月1日
- (り) 改定 令和7年(2025年)4月1日
- (ぬ) 改定 令和7年(2025年)5月26日
- (る) 改定 令和7年(2025年)9月1日

(経過措置)

- 1 令和7年(2025年)3月31日までに着工した旧法第6条の4第1項第3号の確認の特例を受けた建築物における計画変更申請及び検査申請の基本手数料については、住宅等は別表の区分1、住宅等以外については区分2を適用する。
- 2 令和7年(2025年)3月31日までに確認申請の引受を行い、確認済証の交付が同年4月1日以降となった旧法第6条の4第1項第3号に該当する建築物(新法第6条第1項第3号に掲げる建築物を除く)の確認申請については、当該申請引受時に適用した手数料と第2条に規定する手数料との差額分を追加手数料として加算する。
- 3 令和7年(2025年)3月31日までに確認済証が交付された旧法第6条の4第1項第3号(新法第6条第1項第3号に掲げる建築物を除く)の確認の特例を受け、当該建築物の工事着工日が同年4月1日以降となった建築物で、同日以降の検査申請の際に法改正により新たに審査が必要となる図書(以下、「2025年法改正対応図書」という。)が提出された場合には、当該申請手数料の他に次の表の手数を加算する。

(単位:円)

面積		手数料
0㎡	から 30㎡以内	11,000円
30㎡	から 100㎡以内	25,000円
100㎡	から 200㎡以内	25,000円
200㎡	から 300㎡以内	37,000円
300㎡	から 500㎡以内	39,000円

- 4 前項の場合で、構造計算を行った構造強度に係る審査を伴う場合の加算手数料については第2条第5項の規定を準用する。
- 5 第3項に該当し、「2025年法改正対応図書」の事前審査を行っていない建築物で、令和7年(2025年)4月1日以降に計画変更確認申請をする場合は、当該申請を特定計画変更とみなして、第2条の2の規定を適用する。
- 6 第3項に該当し、既に「2025年法改正対応図書」の事前審査を終えた建築物で、令和7年(2025年)4月1日以降に計画変更確認申請をする場合は、第2条の2に規定する手数料に上記第3項及び第4項の手数を加算する。
- 7 令和7年(2025年)3月31日までに確認済証を交付し、工事着工日が同年4月1日以降の建築物で、計画変更確認申請又は検査申請時に省エネ基準適合を仕様基準で審査をする場合の加算手数料については、第2条第18項の規定を準用する。
- 8 建築設備の確認の申請を別途申請(当機関に申請したものに限る。以下同じ)から一体申請に変更する建築物の計画変更確認申請については、別表第4の計画変更確認欄の手数を適用する。なお、当該計画変更と合わせて他の計画変更を行う場合は、当該手数料に第2条の2に規定する手数料を加算する。
- 9 前7項の手数料の減額運用については、第12条を準用する。

別表第1 面積の合計（建築物）の意義

申請に係る敷地内の

新築（全部改築）する建築物	新築（全部改築）する建築物の床面積の合計 ※確認申請書第三面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】の（申請部分）の面積
増築する建築物	増築する建築物の床面積の合計 ※別棟増築の場合：確認申請書第三面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】の（申請部分）の面積 ※既存棟の一の建築物として増築の場合：確認申請書第三面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】の（申請部分）の面積に、当該建築物の第4面【12.床面積】ロ.欄（申請以外の部分）の合計を加えた面積
一部改築する建築物	一部改築する建築物の床面積の合計
移転する建築物	移転する建築物の床面積の合計
大規模の修繕をする建築物	大規模の修繕をする建築物の床面積の合計
大規模の模様替をする建築物	大規模の模様替をする建築物の床面積の合計
用途変更する建築物	用途変更する建築物の床面積の合計
	上記合計＝(A)としたとき、

1 確認（計画変更確認を含む）

	面積の合計＝(A)
--	-----------

2 中間検査又は完了検査

	面積の合計＝(A) ※検査対象床面積や工区分けの考え方について、特定行政庁において別に定めがある場合を除く。
--	---

3 計画変更相当追加説明書

	面積の合計＝(A)
--	-----------

申請に係る敷地内の

再検査又は仮使用認定する建築物	再検査又は仮使用認定する建築物の床面積の合計
	上記合計＝(C)としたとき、

4 再検査又は仮使用認定

	面積の合計＝(C)
--	-----------

注）建築物：棟単位で判断する。複数棟ある場合は、複数の建築物の床面積の合計とする。建築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途の変更、計画変更、再検査又は仮使用認定をいずれも行わない建築物（既存棟を含む。）は除く。

確認検査手数料

別表第2-1 その他地域内の建築物（申請一件につき）の基本手数料

（単位：円）

面積の合計 （別表第1参照）	建築物の区分	建築確認（計 画変更確認・計 画変更確認相 当追加説明書の 場合を含む）	中間検査 （再検査の場 合を含む）	完了検査 （再検査の場 合を含む）	仮使用認定 （再検査の場 合を含む）
0㎡ から 30㎡以内	区分1・2	26,000	25,000	29,000	33,000
	区分3・4	29,000	33,000	39,000	38,000
30㎡ を超え 100㎡以内	区分1	27,000	29,000	35,000	33,000
	区分2	32,000	32,000	38,000	33,000
	区分3	45,000	34,000	40,000	38,000
	区分4	48,000	37,000	44,000	38,000
100㎡ を超え 200㎡以内	区分1	37,000	41,000	45,000	47,000
	区分2	43,000	44,000	48,000	47,000
	区分3	56,000	46,000	54,000	50,000
	区分4	59,000	50,000	57,000	50,000
200㎡ を超え 300㎡以内	区分1	50,000	55,000	62,000	61,000
	区分2	56,000	58,000	65,000	61,000
	区分3	80,000	61,000	72,000	70,000
	区分4	92,000	68,000	78,000	70,000
300㎡ を超え 500㎡以内	区分1	52,000	57,000	65,000	61,000
	区分2	58,000	60,000	68,000	61,000
	区分3	82,000	63,000	74,000	70,000
	区分4	94,000	71,000	81,000	70,000
500㎡ を超え 1,000㎡以内	区分1・2	134,000	90,000	104,000	99,000
	区分3	156,000	92,000	112,000	108,000
	区分4	173,000	107,000	129,000	108,000
1,000㎡ を超え 2,000㎡以内	区分1・2	185,000	130,000	156,000	184,000
	区分3	203,000	147,000	182,000	200,000
	区分4	269,000	158,000	196,000	200,000
2,000㎡ を超え 3,000㎡以内	区分1・2	268,000	168,000	211,000	202,000
	区分3	284,000	185,000	233,000	220,000
	区分4	352,000	198,000	249,000	220,000
3,000㎡ を超え 4,000㎡以内	区分1・2	325,000	187,000	236,000	215,000
	区分3	別途見積	206,000	261,000	235,000
	区分4	別途見積	223,000	278,000	235,000
4,000㎡ を超え 5,000㎡以内	区分1・2	373,000	202,000	264,000	259,000
	区分3	別途見積	222,000	290,000	282,000
	区分4	別途見積	242,000	311,000	282,000
主な加算（確認時）	消防同意	3,000	天空率	8,000	
	既存棟増改築等	50,000	4階・丸太組構法	15,000	
	構造計算（100㎡以内）		31,000	構造計算（100㎡超500㎡以内）	43,000
	消防同意	3,000	天空率変更	8,000	
（計画変更時）					

区分1：型式部材等製造者認証、新3号建築物で主用途が住宅系の建築物

区分2：型式適合認定、新3号建築物で主用途が区分1以外の建築物

区分3：区分1、2以外で主用途が住宅系の建築物

区分4：区分1～3以外の建築物

確認検査手数料

別表第2-2 埼玉県・千葉県内の建築物（申請一件につき）の基本手数料

（単位：円）

面積の合計 （別表第1参照）	建築物の区分	建築確認（計 画変更確認・計 画変更確認相 当追加説明書 の場合を含む）	中間検査 （再検査の場 合を含む）	完了検査 （再検査の場 合を含む）	仮使用認定 （再検査の場 合を含む）
0㎡ から 30㎡以内	区分1・2	29,000	27,000	31,000	33,000
	区分3・4	37,000	36,000	41,000	38,000
30㎡ を超え 100㎡以内	区分1	30,000	31,000	36,000	33,000
	区分2	35,000	34,000	39,000	33,000
	区分3	51,000	37,000	43,000	38,000
	区分4	54,000	41,000	47,000	38,000
100㎡ を超え 200㎡以内	区分1	42,000	45,000	48,000	47,000
	区分2	48,000	48,000	51,000	47,000
	区分3	59,000	50,000	57,000	50,000
	区分4	63,000	55,000	60,000	50,000
200㎡ を超え 300㎡以内	区分1	56,000	60,000	65,000	61,000
	区分2	62,000	63,000	68,000	61,000
	区分3	85,000	67,000	76,000	70,000
	区分4	97,000	75,000	83,000	70,000
300㎡ を超え 500㎡以内	区分1	58,000	62,000	68,000	61,000
	区分2	64,000	65,000	71,000	61,000
	区分3	89,000	69,000	78,000	70,000
	区分4	101,000	78,000	86,000	70,000
500㎡ を超え 1,000㎡以内	区分1・2	137,000	97,000	110,000	99,000
	区分3	168,000	101,000	119,000	108,000
	区分4	184,000	117,000	136,000	108,000
1,000㎡ を超え 2,000㎡以内	区分1・2	187,000	142,000	171,000	184,000
	区分3	228,000	159,000	193,000	200,000
	区分4	279,000	170,000	208,000	200,000
2,000㎡ を超え 3,000㎡以内	区分1・2	304,000	184,000	224,000	202,000
	区分3	322,000	203,000	247,000	220,000
	区分4	380,000	216,000	264,000	220,000
3,000㎡ を超え 4,000㎡以内	区分1・2	368,000	197,000	251,000	215,000
	区分3	別途見積	216,000	276,000	235,000
	区分4	別途見積	244,000	294,000	235,000
4,000㎡ を超え 5,000㎡以内	区分1・2	419,000	213,000	275,000	259,000
	区分3	別途見積	234,000	303,000	282,000
	区分4	別途見積	265,000	329,000	282,000

主な加算（確認時）	消防同意	3,000	天空率	8,000	
	既存棟増改築等	50,000	4階・丸太組構法	15,000	
	構造計算（100㎡以内）		31,000	構造計算（100㎡超500㎡以内）	43,000
	消防同意	3,000	天空率変更	8,000	
（計画変更時）					

区分1：型式部材等製造者認証、新3号建築物で主用途が住宅系の建築物

区分2：型式適合認定、新3号建築物で主用途が区分1以外の建築物

区分3：区分1、2以外で主用途が住宅系の建築物

区分4：区分1～3以外の建築物

確認検査手数料

別表第2-3 神奈川県内の建築物（申請一件につき）の基本手数料

（単位：円）

面積の合計 （別表第1参照）	建築物の区分	建築確認（計画変更確認・計画変更確認相当追加説明書の場合を含む）	中間検査 （再検査の場合を含む）	完了検査 （再検査の場合を含む）	仮使用認定 （再検査の場合を含む）
0㎡ から 30㎡以内	区分1・2	30,000	27,000	31,000	33,000
	区分3・4	39,000	36,000	41,000	38,000
30㎡ を超え 100㎡以内	区分1	31,000	31,000	36,000	33,000
	区分2	36,000	34,000	39,000	33,000
	区分3	53,000	37,000	43,000	38,000
	区分4	56,000	41,000	47,000	38,000
100㎡ を超え 200㎡以内	区分1	43,000	45,000	48,000	47,000
	区分2	49,000	48,000	51,000	47,000
	区分3	62,000	50,000	57,000	50,000
	区分4	66,000	55,000	60,000	50,000
200㎡ を超え 300㎡以内	区分1	58,000	60,000	65,000	61,000
	区分2	64,000	63,000	68,000	61,000
	区分3	88,000	67,000	76,000	70,000
	区分4	100,000	75,000	83,000	70,000
300㎡ を超え 500㎡以内	区分1	60,000	62,000	68,000	61,000
	区分2	66,000	65,000	71,000	61,000
	区分3	92,000	69,000	78,000	70,000
	区分4	104,000	78,000	86,000	70,000
500㎡ を超え 1,000㎡以内	区分1・2	139,000	97,000	110,000	99,000
	区分3	171,000	101,000	119,000	108,000
	区分4	187,000	117,000	136,000	108,000
1,000㎡ を超え 2,000㎡以内	区分1・2	189,000	142,000	171,000	184,000
	区分3	239,000	159,000	193,000	200,000
	区分4	293,000	170,000	208,000	200,000
2,000㎡ を超え 3,000㎡以内	区分1・2	313,000	184,000	224,000	202,000
	区分3	331,000	203,000	247,000	220,000
	区分4	390,000	216,000	264,000	220,000
3,000㎡ を超え 4,000㎡以内	区分1・2	369,000	197,000	251,000	215,000
	区分3	別途見積	216,000	276,000	235,000
	区分4	別途見積	244,000	294,000	235,000
4,000㎡ を超え 5,000㎡以内	区分1・2	430,000	213,000	275,000	259,000
	区分3	別途見積	234,000	303,000	282,000
	区分4	別途見積	265,000	329,000	282,000

主な加算（確認時）

消防同意	3,000	天空率	10,000	
既存棟増改築等	50,000	4階・丸太組構法	15,000	
構造計算（100㎡以内）		31,000	構造計算（100㎡超500㎡以内）	43,000
消防同意	3,000	天空率変更	10,000	

（計画変更時）

区分1：型式部材等製造者認証、新3号建築物で主用途が住宅系の建築物

区分2：型式適合認定、新3号建築物で主用途が区分1以外の建築物

区分3：区分1、2以外で主用途が住宅系の建築物

区分4：区分1～3以外の建築物

確認検査手数料

別表第2-4 東京都（23区及び島しょ部を除く）内の建築物（申請一件につき）の基本手数料（単位：円）

面積の合計 (別表第1参照)	建築物の区分	建築確認（計画変更確認・計画変更確認相当追加説明書の場合を含む）	中間検査 (再検査の場合を含む)	完了検査 (再検査の場合を含む)	仮使用認定 (再検査の場合を含む)
0㎡ から 30㎡以内	区分1・2	30,000	28,000	32,000	33,000
	区分3・4	39,000	37,000	42,000	38,000
30㎡ を超え 100㎡以内	区分1	31,000	32,000	37,000	33,000
	区分2	36,000	35,000	40,000	33,000
	区分3	53,000	38,000	44,000	38,000
	区分4	56,000	42,000	48,000	38,000
100㎡ を超え 200㎡以内	区分1	43,000	46,000	49,000	47,000
	区分2	49,000	49,000	52,000	47,000
	区分3	62,000	51,000	59,000	50,000
	区分4	66,000	56,000	62,000	50,000
200㎡ を超え 300㎡以内	区分1	58,000	62,000	67,000	61,000
	区分2	64,000	65,000	70,000	61,000
	区分3	88,000	69,000	78,000	70,000
	区分4	100,000	77,000	85,000	70,000
300㎡ を超え 500㎡以内	区分1	60,000	64,000	70,000	61,000
	区分2	66,000	67,000	73,000	61,000
	区分3	92,000	71,000	80,000	70,000
	区分4	104,000	80,000	89,000	70,000
500㎡ を超え 1,000㎡以内	区分1・2	139,000	100,000	113,000	99,000
	区分3	171,000	104,000	122,000	108,000
	区分4	187,000	120,000	140,000	108,000
1,000㎡ を超え 2,000㎡以内	区分1・2	189,000	145,000	176,000	184,000
	区分3	239,000	163,000	196,000	200,000
	区分4	293,000	175,000	214,000	200,000
2,000㎡ を超え 3,000㎡以内	区分1・2	313,000	189,000	231,000	202,000
	区分3	331,000	208,000	254,000	220,000
	区分4	390,000	223,000	271,000	220,000
3,000㎡ を超え 4,000㎡以内	区分1・2	369,000	202,000	256,000	215,000
	区分3	別途見積	224,000	281,000	235,000
	区分4	別途見積	253,000	302,000	235,000
4,000㎡ を超え 5,000㎡以内	区分1・2	430,000	218,000	280,000	259,000
	区分3	別途見積	242,000	312,000	282,000
	区分4	別途見積	272,000	339,000	282,000

主な加算（確認時）	消防同意	3,000	天空率	10,000	
	既存棟増改築等	50,000	4階・丸太組構法	15,000	
	構造計算（100㎡以内）		31,000	構造計算（100㎡超500㎡以内）	43,000
	消防同意	3,000	天空率変更	10,000	

（計画変更時）

区分1：型式部材等製造者認証、新3号建築物で主用途が住宅系の建築物

区分2：型式適合認定、新3号建築物で主用途が区分1以外の建築物

区分3：区分1、2以外で主用途が住宅系の建築物

区分4：区分1～3以外の建築物

確認検査手数料

別表第2-5 東京都23区内の建築物（申請一件につき）の基本手数料

（単位：円）

面積の合計 （別表第1参照）	建築物の区分	建築確認（計 画変更確認・計 画変更確認相 当追加説明書の 場合を含む）	中間検査 （再検査の場 合を含む）	完了検査 （再検査の場 合を含む）	仮使用認定 （再検査の場 合を含む）
0㎡ から 30㎡以内	区分1・2	31,000	28,000	32,000	33,000
	区分3・4	40,000	37,000	42,000	38,000
30㎡ を超え 100㎡以内	区分1	32,000	32,000	37,000	33,000
	区分2	37,000	35,000	40,000	33,000
	区分3	54,000	38,000	44,000	38,000
	区分4	57,000	42,000	48,000	38,000
100㎡ を超え 200㎡以内	区分1	44,000	46,000	49,000	47,000
	区分2	50,000	49,000	52,000	47,000
	区分3	64,000	51,000	59,000	50,000
	区分4	68,000	56,000	62,000	50,000
200㎡ を超え 300㎡以内	区分1	59,000	62,000	67,000	61,000
	区分2	65,000	65,000	70,000	61,000
	区分3	90,000	69,000	78,000	70,000
	区分4	102,000	77,000	85,000	70,000
300㎡ を超え 500㎡以内	区分1	61,000	64,000	70,000	61,000
	区分2	67,000	67,000	73,000	61,000
	区分3	94,000	71,000	80,000	70,000
	区分4	106,000	80,000	89,000	70,000
500㎡ を超え 1,000㎡以内	区分1・2	141,000	100,000	113,000	99,000
	区分3	174,000	104,000	122,000	108,000
	区分4	190,000	120,000	140,000	108,000
1,000㎡ を超え 2,000㎡以内	区分1・2	191,000	145,000	176,000	184,000
	区分3	243,000	163,000	196,000	200,000
	区分4	298,000	175,000	214,000	200,000
2,000㎡ を超え 3,000㎡以内	区分1・2	318,000	189,000	231,000	202,000
	区分3	337,000	208,000	254,000	220,000
	区分4	397,000	223,000	271,000	220,000
3,000㎡ を超え 4,000㎡以内	区分1・2	374,000	202,000	256,000	215,000
	区分3	別途見積	224,000	281,000	235,000
	区分4	別途見積	253,000	302,000	235,000
4,000㎡ を超え 5,000㎡以内	区分1・2	435,000	218,000	280,000	259,000
	区分3	別途見積	242,000	312,000	282,000
	区分4	別途見積	272,000	339,000	282,000

主な加算（確認時）

消防同意	3,000	天空率	12,000		
既存棟増改築等	50,000	4階・丸太組構法	15,000		
構造計算（100㎡以内）		31,000	構造計算（100㎡超500㎡以内）		43,000
消防同意	3,000	天空率変更	12,000		

（計画変更時）

区分1：型式部材等製造者認証、新3号建築物で主用途が住宅系の建築物

区分2：型式適合認定、新3号建築物で主用途が区分1以外の建築物

区分3：区分1、2以外で主用途が住宅系の建築物

区分4：区分1～3以外の建築物

別表第 3 - 1 構造計算審査加算（500㎡以内に限る・独立部分一件につき）

（単位：円）

面積の合計			
100㎡ 以内			31,000
100㎡	を超え	500㎡ 以内	43,000

別表第 3 - 2 建築物・ルート2 確認検査員加算（独立部分一件につき）

（単位：円）

面積の合計			
100㎡ 以内			70,000
100㎡	を超え	300㎡ 以内	100,000
300㎡	を超え	500㎡ 以内	130,000
500㎡	を超え	1,000㎡ 以内	156,000
1,000㎡	を超え	2,000㎡ 以内	209,000
2,000㎡	を超え	3,000㎡ 以内	240,000
3,000㎡	を超え	4,000㎡ 以内	270,000
4,000㎡	を超え	5,000㎡ 以内	300,000

別表第 3 - 3 省エネ義務化による基準省令に基づく基準（仕様基準）による審査加算

（単位：円）

用途	面積の合計		
一戸建ての住宅 (単一用途に限る)	200㎡ 以内		10,000
	200㎡	を超え 500㎡ 以内	12,000
	500㎡	を超え 1,000㎡ 以内	14,000
共同住宅・長屋 (単一用途に限る)	300㎡ 以内		24,000
	300㎡	を超え 500㎡ 以内	30,000
	500㎡	を超え 1,000㎡ 以内	38,000
	1,000㎡	を超え 2,000㎡ 以内	50,000
	2,000㎡	を超え 3,000㎡ 以内	62,000
	3,000㎡	を超え 4,000㎡ 以内	74,000
	4,000㎡	を超え 5,000㎡ 以内	86,000

※一戸建ての住宅の1000㎡を超える場合は別途見積とする。

別表第4 建築設備（一基につき）

（単位：円）

	確認	中間検査	完了検査	計画変更 確認 (注)	計画変更確 認相当追加 説明書
昇降機（G類） （段差解消機、いす式階段昇降機を 含む。）	45,000	別途見積	30,000	23,000	25,000
昇降機（H1類）	12,000		18,000	6,000	7,000
昇降機（H2類）	20,000		30,000	12,000	13,000
小荷物専用昇降機	16,000		26,000	8,000	9,000
昇降機以外の建築設備	23,000		30,000	12,000	13,000
G類 製造者認証エレベーター以外の昇降機（小荷物専用昇降機を除く）。 H1類 製造者認証エレベーターで最大定員が3名以下のもの。 H2類 製造者認証エレベーターで最大定員が4名以上のもの。 （注）当該変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合は倍額とする。					

別表第5 工作物（一基につき）

（単位：円）

	確認 (注 1)	中間検査	完了検査	計画変更 確認 (注 2)	計画変更確 認相当追加 説明書
工作物（下欄以外のもの）	24,000	別途見積	32,000	12,000	13,000
工作物（高さ 5 mを超える擁壁）	48,000		64,000	24,000	26,000
（注 1）建築物に取り付く工作物で、当該建築物の確認を当機関以外で行う場合は、別表 において当該建築物の面積の合計に対応する計画変更確認の欄に示す額の手数料を加算する。 （注 2）当該変更に係る直前の確認を当機関以外から受けている場合は倍額とする。					

別表第 6 - 1 「軽微な変更説明書」の検査加算手数料

(単位：円)

用途	面積の合計	
建築物	200㎡ 以内	3,000
	200㎡ を超え 500㎡ 以内	4,000
	500㎡ を超え	5,000
昇降機・工作物		4,000

※提出時期にかかわらず、提出された回数分の算出とする。

別表第 6 - 2 省エネ義務化による基準省令に基づく基準（仕様基準）による完了検査加算手数料

(単位：円)

用途	面積の合計	
一戸建ての住宅 (単一用途に限る)	200㎡ 以内	5,000
	200㎡ を超え 500㎡ 以内	7,000
	500㎡ を超え 1,000㎡ 以内	9,000
共同住宅・長屋 寄宿舎・下宿 (単一用途に限る)	300㎡ 以内	10,000
	300㎡ を超え 500㎡ 以内	13,000
	500㎡ を超え 1,000㎡ 以内	17,000
	1,000㎡ を超え 2,000㎡ 以内	21,000
	2,000㎡ を超え 3,000㎡ 以内	25,000
	3,000㎡ を超え 4,000㎡ 以内	29,000
	4,000㎡ を超え 5,000㎡ 以内	33,000

※一戸建ての住宅の1000㎡を超える場合は別途見積とする。

別表第 6 - 3 省エネ適合性判定等に係る建築物の完了検査加算手数料

(建設住宅性能評価を活用して完了検査を行う場合)

(単位：円)

用途	建設住宅性能評価を 当機関に申請されている場合	建設住宅性能評価を 他機関に申請されている場合
一戸建ての住宅	1,000	3,000
共同住宅・長屋 (全住戸申請されているもの に限る)	2,000	6,000

※当機関に省エネ適合性判定かつ建設住宅性能評価を申請し、省エネ適合性判定通知書にて完了検査を行う場合
(内容が建設住宅性能評価書と一致しているものに限る) も含む。

別表第 6 - 4 省エネ適合性判定等に係る建築物の完了検査加算手数料

(対象となる建築物一棟につき)

(単位：円)

用途		面積の合計		
一戸建ての住宅 (単一用途に限る)		200㎡ 以内		10,000
		200㎡ を超え	500㎡ 以内	12,000
		500㎡ を超え	1,000㎡ 以内	14,000
共同住宅・長屋 寄宿舎・下宿 (単一用途に限る)		300㎡ 以内		19,000
		300㎡ を超え	500㎡ 以内	26,000
		500㎡ を超え	1,000㎡ 以内	33,000
		1,000㎡ を超え	2,000㎡ 以内	49,000
		2,000㎡ を超え	3,000㎡ 以内	74,000
		3,000㎡ を超え	4,000㎡ 以内	84,000
		4,000㎡ を超え	5,000㎡ 以内	94,000
非住宅	用途① (ホテル、 病院、 集会所等)	300㎡ 以内		36,000
		300㎡ を超え	500㎡ 以内	45,000
		500㎡ を超え	1,000㎡ 以内	60,000
		1,000㎡ を超え	2,000㎡ 以内	70,000
		2,000㎡ を超え	3,000㎡ 以内	80,000
		3,000㎡ を超え	4,000㎡ 以内	90,000
		4,000㎡ を超え	5,000㎡ 以内	100,000
	用途② (工場、 倉庫等)	300㎡ 以内		17,000
		300㎡ を超え	500㎡ 以内	18,000
		500㎡ を超え	1,000㎡ 以内	20,000
		1,000㎡ を超え	2,000㎡ 以内	20,000
		2,000㎡ を超え	3,000㎡ 以内	23,000
		3,000㎡ を超え	4,000㎡ 以内	27,000
		4,000㎡ を超え	5,000㎡ 以内	30,000
	用途③ (その他)	300㎡ 以内		27,000
		300㎡ を超え	500㎡ 以内	33,000
		500㎡ を超え	1,000㎡ 以内	43,000
		1,000㎡ を超え	2,000㎡ 以内	53,000
		2,000㎡ を超え	3,000㎡ 以内	63,000
		3,000㎡ を超え	4,000㎡ 以内	70,000
		4,000㎡ を超え	5,000㎡ 以内	77,000
複合建築物		延べ床面積が300㎡未満 (1住戸+非住宅1用途、モデル建物法に限る)		27,000
		上記以外の複合建築物		住宅部分の料金と 非住宅部分の料金の合計

※省エネ適合性判定等：省エネ適合性判定通知書及び設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又

は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合

※省エネ適合性判定等を他機関にて交付されている場合は、上記追加手数料の倍額を申し受けます。

※共同住宅等で共用部の計算を省略しない場合は上記手数料に6,000円を加算致します。

※用途①②③は、別表第6－6による。

※非住宅で複数の用途を有する場合は、用途①＞用途③＞用途②の順で区分を適用する。

別表第 6 - 5 省エネ適合性判定等に係る軽微な変更説明書の審査手数料

(対象となる建築物一棟につき)

(単位：円)

用途		面積の合計		ルートA・仕様基準	ルートB
一戸建ての住宅 (単一用途に限る)		200㎡ 以内		2,200	7,200
		200㎡ を超え	500㎡ 以内	2,700	8,500
		500㎡ を超え	1,000㎡ 以内	2,900	9,800
共同住宅・長屋 寄宿舎・下宿 (単一用途に限る)		300㎡ 以内		4,200	13,700
		300㎡ を超え	500㎡ 以内	5,800	18,500
		500㎡ を超え	1,000㎡ 以内	6,900	23,100
		1,000㎡ を超え	2,000㎡ 以内	10,800	35,700
		2,000㎡ を超え	3,000㎡ 以内	15,700	51,800
		3,000㎡ を超え	4,000㎡ 以内	17,300	56,900
		4,000㎡ を超え	5,000㎡ 以内	18,800	62,000
非住宅	用途① (ホテル、 病院、 集会所等)	300㎡ 以内		8,000	26,000
		300㎡ を超え	500㎡ 以内	10,000	32,000
		500㎡ を超え	1,000㎡ 以内	12,500	42,000
		1,000㎡ を超え	2,000㎡ 以内	15,500	51,000
		2,000㎡ を超え	3,000㎡ 以内	17,000	56,000
		3,000㎡ を超え	4,000㎡ 以内	18,500	61,000
		4,000㎡ を超え	5,000㎡ 以内	20,000	66,000
	用途② (工場、 倉庫等)	300㎡ 以内		3,500	12,000
		300㎡ を超え	500㎡ 以内	3,500	12,000
		500㎡ を超え	1,000㎡ 以内	4,000	14,000
		1,000㎡ を超え	2,000㎡ 以内	4,000	14,000
		2,000㎡ を超え	3,000㎡ 以内	5,000	16,000
		3,000㎡ を超え	4,000㎡ 以内	5,500	18,000
		4,000㎡ を超え	5,000㎡ 以内	6,000	20,000
	用途③ (その他)	300㎡ 以内		5,500	19,000
		300㎡ を超え	500㎡ 以内	7,000	23,000
		500㎡ を超え	1,000㎡ 以内	9,000	30,000
		1,000㎡ を超え	2,000㎡ 以内	11,500	38,000
		2,000㎡ を超え	3,000㎡ 以内	13,000	44,000
		3,000㎡ を超え	4,000㎡ 以内	15,000	50,000
		4,000㎡ を超え	5,000㎡ 以内	16,000	54,000
複合建築物		全て		住宅部分の料金と 非住宅部分の料金の合計	

※省エネ適合性判定等：省エネ適合性判定通知書及び設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又

は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合

※非住宅についてはモデル建物法に限る（標準入力法等の場合 別途見積とする）。

※用途①②③は、別表第6－6による。

※非住宅で複数の用途を有する場合は、用途①＞用途③＞用途②の順で区分を適用する。

別表 6 - 6 用途区分表

分類	確認申請書第四面に記載される用途	用途区分コード
用途① (ホテル・病院・集会場等)	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170
	助産所(入所する者の寝室があるもの／ないもの)	08190／08192
	児童福祉施設等(前2項に掲げるものを除く。)(入所する者の寝室があるもの)	08210
	公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く)	08230
	診療所(患者の収容施設のあるもの／ないもの)	08240／08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く)	08380
	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	ダンスホール	08590
	公会堂又は集会場	08550
	展示場	08560
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これに類するもの	08600
用途② (工場・倉庫等)	(公衆電話所)	08280
	(公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋)	08310
	工場(自動車修理工場を除く)／自動車修理工場	08340／08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	(畜舎)	08420
	(堆肥舎)又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	(自動車車庫／自転車駐輪場)	08490／08500
	倉庫業を営む倉庫／倉庫業を営まない倉庫	08510／08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの／農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08630／08640

用途③ (上記 以外の 用途)	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060
	幼稚園	08070
	小学校	08081
	義務教育学校／中学校、高等学校又は中等教育学校	08082／08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08111
	専修学校／各種学校	08120／08130
	幼保連携型設定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	児童福祉施設等（前2項に掲げるものを除く。）（入所する者の寝室がないもの）	08220
	巡査派出所	08270
	郵便局／地方公共団体の市庁又は支所	08290／08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	自動車教習所	08410
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの等を除く）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの等を除く）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（一部除く）で作業場の面積が50㎡以内のもの（原動機の出力0.75キロワット以下に限る）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
	銀行の支店、損保代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く）	08460
対象外	事務所	08470
	料理店／キャバレー、カフェ、ナイトクラブ又はバー	08570／08580
	建築物全体が、用途②の()内の用途の場合（畜舎、堆肥舎、自動車車庫、自転車駐輪場等）	

別表第7 検査手数料 遠隔地加算

札幌事務所	遠隔地区分	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	加算手数料 (検査 1 回当たり)	3,300円	6,600円	10,450円	別途見積
	北海道	岩見沢市 苫小牧市 登別市 余市町 栗山町			

東北支店	遠隔地区分	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	加算手数料 (検査 1 回当たり)	3,300円	6,600円	10,450円	別途見積
	岩手県	宮古市 北上市 遠野市 二戸市 奥州市 葛巻町 西和賀町 金ヶ崎町 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村 九戸村 一戸町	大船渡市 久慈市 一関市 陸前高田市 釜石市 平泉町 住田町 大槌町 軽米町 野田村 洋野町		
	宮城県	石巻市(Ⅱ区域以外) 塩竈市・浦戸諸島 (4 島それぞれに付) 登米市 栗原市 七ヶ宿町 丸森町 涌谷町 女川町(Ⅱ区域以外) 南三陸町	気仙沼市(含大島) 石巻市・金華山 石巻市・田代島 石巻市・網地島 東松島市・宮戸島 女川町・出島 女川町・江島		
	山形県	酒田市(Ⅳ区域以外) 新庄市 金山町 最上町 真室川町 大蔵村飛地 鮭川村 三川町	遊佐町		酒田市・飛島

東北支店	遠隔地区分	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	加算手数料 (検査 1 回当たり)	3,300円	6,600円	10,450円	別途見積
	福島県	いわき市 喜多方市 南相馬市 伊達市 桑折町 国見町 下郷町 南会津町 北塩原村 西会津町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 昭和村 会津美里町 棚倉町 矢祭町 塙町 鮫川村 古殿町 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯舘村	相馬市 金山町 檜枝岐村 只見町 新地町		

北関東支店 (群馬事務所)	遠隔地区分	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	加算手数料 (検査 1 回当たり)	3,300円	6,600円	10,450円	別途見積
	茨城県	坂東市 境町 五霞町			

北関東支店 (群馬事務所)	遠隔地区分	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	加算手数料 (検査 1 回当たり)	3,300円	6,600円	10,450円	別途見積
	群馬県	沼田市 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 中之条町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町	長野原町 嬬恋村 草津町		

東関東支店 (常総事務所)	遠隔地区分	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	加算手数料 (検査 1 回当たり)	3,300円	6,600円	10,450円	別途見積
	千葉県	銚子市 館山市 旭市 勝浦市 鴨川市 南房総市 東庄町 御宿町 鋸南町			
	茨城県	日立市 常陸太田市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 神栖市	高萩市 北茨城市 大子町		

埼玉支店	遠隔地区分	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	加算手数料 (検査 1 回当たり)	3,300円	6,600円	10,450円	別途見積
	埼玉県	秩父市 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村			

神奈川支店	遠隔地区分	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	加算手数料 (検査 1 回当たり)	3,300円	6,600円	10,450円	別途見積
	神奈川県		相模原市緑区 (藤野地区・相模湖地区)		

静岡支店	遠隔地区分	I 地域	II 地域	III 地域	IV 地域
	加算手数料 (検査 1 回当たり)	3,300円	6,600円	10,450円	別途見積
	静岡県	浜松市(天竜区) 伊東市 東伊豆町 河津町 西伊豆町 川根本町	下田市 南伊豆町 松崎町		
	長野県	川上村 南牧村 南相木村 北相木村 中川村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曽町 王滝村 大桑村 白馬村 小谷村	阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村		